

令和5年第9回9月

つがる市農業委員会総会議事録

つがる市農業委員会

1. 開催日時 令和5年9月4日(月) 午後1時58分から午後2時26分
2. 開催場所 つがる市生涯学習交流センター「松の館」2階 視聴覚室
3. 出席委員数 35人中、33人出席

4. 出席委員名

- | | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 田戸岡 誠 | 2. 古坂 勇樹 | 3. 太田 善造 | 4. 三橋 衛 | 5. 工藤 育江 |
| 6. 野宮富喜子 | 7. 笠井 正己 | 8. 新岡 亮 | 9. 吉田 秀美 | 10. 菊池 昭二 |
| 11. 葛西 勝久 | 12. 秋田谷廣次 | 13. 工藤しのぶ | 14. 成田 金春 | 15. 杉森 広宣 |
| 16. 今 輝義 | 17. 鎌田 誠 | 18. 福井 清光 | 20. 三橋 弘 | 21. 斉藤 鉄男 |
| 22. 成田 清繁 | 23. 長谷川一幸 | 24. 工藤 恒實 | 25. 長谷川秀樹 | 26. 小山内 壽 |
| 27. 藤本 正彦 | 28. 工藤 正樹 | 29. 稲葉 武彦 | 30. 福井二三夫 | 32. 横山 治彦 |
| 34. 神 文敏 | 35. 羽場 晃 | 36. 浅見 春樹 | 計 33人 | |

5. 欠席委員名 31. 工藤 宰 33. 山本 康樹 計2人

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 提出議案の上程

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第14号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 議案第50号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第51号 | 農地転用事業計画変更承認申請に係る意見について |
| 議案第52号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第53号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第54号 | 公売買受適格者の証明について |
| 議案第55号 | 競売買受適格者の証明について |

第4 諸般の報告

7. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

係長：村田龍治 主幹：成田圭吾 主事：對馬拓朗 主事：西巻墨斗
専門員：吉田真也 計5人

8. 会議の概要

係長(村田龍治)

委員の皆様が揃いましたので、「令和5年第9回(9月)つがる市農業委員会総会」を開会致します。開会にあたり、会長から挨拶がございます。

会長あいさつ(藤本正彦)

今年はまだ9月に入りまして間もないですが、1年は早いものであと4ヶ月しかありません。稲刈りの方も平年より10日程早いようで、皆さんも準備等あるかと思いますが農作業機械点検等、怪我事故のないよう進めてもらえればと思います。

さて、本日は9月総会という事で、慎重審議のもと、承認決定されます事をお願い

致しまして開会の挨拶と致します。

係長(村田龍治)

それでは、農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、議事を進行致します。会長、宜しくお願い致します。

議長(藤本正彦会長)

ただいまの出席委員は、35名中33名です。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立致します。

議長(藤本正彦会長)

これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員の選任を行います。「つがる市農業委員会会議規則」第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって議事録署名委員には34番神文敏委員、35番羽場晃委員を指名致します。

次に議事日程第2の会期についておはかり致します。会期は、本日一日とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長(藤本正彦会長)

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日一日と決定致しました。書記には、事務局職員を任命致します。

それでは、これより議事日程第3の提出議案等の上程を行います。提出議案は、お手元に配布のとおりであります。

- | | |
|--------|---------------------------------|
| 報告第14号 | 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 議案第50号 | 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について |
| 議案第51号 | 農地転用事業計画変更承認申請に係る意見について |
| 議案第52号 | 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について |
| 議案第53号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第54号 | 公売買受適格者の証明について |
| 議案第55号 | 競売買受適格者の証明について |

以上、報告1件、議案6件、計7件を上程致します。

議長(藤本正彦会長)

はじめに、「報告第14号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」

を事務局から報告させます。

事務局報告（西巻主事）

それでは、1ページをお開きください。報告第14号について説明いたします。

「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」。農地法施行規則第68条第1項の規定により下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

報告第14号は、1ページの番号106番から4ページの番号113番までの8件です。解約は田が7件で面積は64,404㎡、樹園地が1件で面積は3,873㎡です。解約の理由は全て合意による解約となっております。以上で報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告については、以上のとおりと致します。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第50号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、5ページをお開きください。議案第50号について説明いたします。

「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」。農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める。令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第50号は、5ページの番号189番から10ページの番号201番までの13件です。内訳は、所有権移転の「あっせんによる売買」が4件で、田が24,108㎡、畑が8,700㎡、「一般の売買」が2件で、田が21,140㎡、畑が2,576㎡、「贈与」が6件で、田が6,607㎡、畑が376㎡、樹園地が13,581㎡となっております。また、使用貸借権設定が1件で田が13,245㎡です。全案件とも別添の農地法第3条調査書1ページから5ページのとおり、許可要件の全てを満たしていると思われま。

次に、売買価格について説明いたします。5ページ、189番の田は総額115万円、10a当り約25万円、190番の田は10a当り40万円、191番の田は総額230万円、10a当り約25万1千円、6ページ、192番の畑は10a当り5万円、193番の畑は総額20万円、10a当り約7万8千円、194番の田は総額450万円、10a当り約21万3千円となっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第50号の質疑を終結致します。これより、議案第50号を採決致します。おはかり致します。議案第50号は、原案のとおり許可することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は、原案のとおり許可することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第51号農地転用事業計画変更承認申請に係る意見について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

それでは11ページをお開きください。議案第51号「農地転用事業計画変更承認申請に係る意見について」。下記のとおり変更承認申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

番号1番の変更承認申請の所在地は木造出来島の田が1筆で面積が411㎡です。転用事業者が令和3年8月6日付けに風況調査用地として農地法5条の許可を受けていたのですが、この度、転用事業者が設立した特別目的会社に事業を承継し、継続するための変更申請です。事業内容は変更前と同じとなっております。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

(なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第51号の質疑を終結致します。これより、議案第51号を採決致します。おはかり致します。議案第51号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声があり)

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第52号農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見に

ついて」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（吉田専門員）

12ページをお開きください。議案第52号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」。農地法第5条第3項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求める。令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

番号11番の申請地は、木造出来島の田1筆で面積が411㎡です。議案第51号1番の転用事業主変更に伴う申請となっております。内容は同じく、風況調査塔及び観測機器ライダーの設置のためであり、当初の期限である令和6年8月5日までの賃貸借の一時転用申請です。農用地区域内の農地であるが、一時的な利用に供するものであり、周辺の農地等に係る営農条件への支障はないものと思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。質疑に入る前に、現地確認の報告を求めます。8番新岡亮委員、報告をお願い致します。

（8番新岡亮委員、報告）

現地確認の報告をいたします。本日午前10時00分より、「14」番「成田」委員と私「8」番「新岡」、事務局長と吉田専門員の4人で確認してまいりました。

12ページの番号11番の申請の場所は、出来島コミュニティ消防センターより南東に約740mに位置し、周辺は農地や保安林であるが、農地等に係る営農条件への支障はないものと見てまいりました。以上で現地確認の報告を終わります。

議長（藤本正彦会長）

報告が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第52号の質疑を終結致します。これより、議案第52号を採決致します。おはかり致します。議案第52号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があり）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は、原案のとおり許可相当とし、県知事に送付することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第53号農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。説明

を求めます。

事務局説明（成田主幹）

それでは13ページをお開きください。議案第53号について説明いたします。

「農用地利用集積計画の決定について」。農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法の規定により決定を求める。令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

議案第53号は、13ページ 番号40番から、26ページ 番号295番までです。

内訳ですが、「公社への売買」で、田が1件、面積が合計4,938㎡です。次に、

「新規の賃貸借」で、田が2件、面積が合計29,792㎡です。次に、「再設定の賃貸借」で、田が18件、面積が合計210,653㎡です。次に、「再設定の使用貸借」で、樹園地が1件、面積が1,474㎡です。議案第53号の合計としまして、田が合計21件、樹園地が1件、合計22件、面積が合計246,857㎡です。

それでは、売買価格について説明致します。13ページをお開きください。13ページ番号40番の田は、総額125万円です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の改訂により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第53号の質疑を終結致しこれより、議案第53号を採決致します。おはかり致します。議案第53号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第53号は、原案のとおり決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第54号公売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、27ページをお開きください。議案第54号について説明いたします。

「公売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該

適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。
令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は、屏風山土地改良区が8月9日付けで公告した公売への証明願です。入札日時は9月19日の午前10時からで即日開札です。売却決定日時は9月26日午前10時です。番号6番の願出人は別添の農地法第3条調査書6ページのとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第54号の質疑を終結致します。これより、議案第54号を採決致します。おはかり致します。議案第54号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

議長（藤本正彦会長）

次に、「議案第55号競売買受適格者の証明について」を議題と致します。説明を求めます。

事務局説明（西巻主事）

それでは、28ページをお開きください。議案第55号について説明いたします。

「競売買受適格者の証明について」。農地法第3条の適用を受ける土地について、下記のとおり農地等の買受適格証明願の提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き、許可するものとする。
令和5年9月4日提出、つがる市農業委員会会長。

本案件は8月16日付けで青森地方裁判所が公告した競売への証明願です。入札期間は10月10日午前8時30分から10月17日午後5時までで開札日時は10月19日午前10時からです。売却決定日時は11月8日午前9時50分となっております。番号1番の願出人は別添の農地法第3条調査書7ページにあるとおり農地法第3条第2項の各号には該当しないため、当該土地の買受をするにあたり問題は無いものと思われます。以上で説明を終わります。

議長（藤本正彦会長）

説明が終わりました。これより質疑を行います。

（なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ないようですので、議案第55号の質疑を終結致します。これより、議案第55号を採決致します。おはかり致します。議案第55号は、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。

（異議なしの声があれば）

議長（藤本正彦会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は、原案のとおり証明することに決定致しました。

次に、議事日程第4の諸般の報告について、事務局から説明があります。

事務局説明

1. 次期総会日程（案）について（村田総括主幹）

- | | | |
|--------|-------------------|-----------|
| 1) 日 時 | 令和5年10月5日(木) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |
| 2) 日 時 | 令和5年11月8日(水) | 午後2時00分より |
| 場 所 | 生涯学習交流センター「松の館」2階 | 視聴覚室 |

2. 事務連絡

- 1) 農業委員会大会・研修会について（対馬主事）
- 2) 2023年度版農家相談の手引の配布について（対馬主事）
- 3) 農業者年金に係る研修会について（対馬主事）
- 4) 農用地のあっせんのお願について（成田主幹）

議長（藤本正彦会長）

以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了致しました。その他の件について、委員より発言がございましたら、お願いします。

（発言がなし）

議長（藤本正彦会長）

以上をもって、「令和5年第9回（9月）つがる市農業委員会総会」を閉会致します。